

【研究論文】

ケベック言語法を巡る政治闘争  
——集団の権利と個人の権利の相克——  
Reflection on the Charter of the French Language

荒木隆人  
ARAKI Takahito

Summary

Just after coming to power in 1976, the Parti Quebecois enacted Bill 101 (the Charter of the French language) in the following year. The Parti Quebecois' main platform is sovereignty-association, a term that refers to a proposal for political reform whereby Canada and Quebec would be separated, but still maintain a strong economic association.

According to Bill 101, French is designated as the official language in Quebec, as well as the official language of the government, in all administration of the executive and legislative bodies, public education, and business.

A Canadian political philosopher, Charles Taylor, argued that while the rest of Canada depends on the principle of individualism of the Canadian Charter of Rights and Freedoms (1982), the Charter of the French language is an act that ensures the existence of the continuous collective goal to guarantee the survival of francophones for future generations.

However, the extent to which Bill 101 is considered to enable the achievement of this collective goal is a point of disagreement among some scholars. The purpose of this paper is to clarify the issues within this debate, while focusing on the details of the battle for the language act.

キーワード：フランス語憲章、不均等連邦制

Keywords: The Charter of the French language, Asymmetrical Federalism.

## はじめに

カナダは1982年以来、国政の視点からみれば、国家統合の上で、大きな危機を抱えていると言っていていいであろう。カナダを構成する州のうちの1つ、ケベック州がカナダの連邦憲法を正式に承認していないからである。このような事態を解決すべく、カナダ連邦政府が採った試みが、1987年のミーチレーク協定(Meech Lake Accord)であったことはすでにカナダ現代政治の周知の事柄である。このミーチレーク協定において、連邦政府は、ケベックを「独特の社会」(Distinct society)として承認するよう求めるケベック州側の要望を受け入れようとした。この時、ケベック州政府側が主張した5つの条件の筆頭に置かれていた条項は、ケベックが「独特の社会」であることを憲法上で明記させるという条項であった。

このミーチレーク協定は連邦首相と州首相間では合意がなされたが、各州議会での採決の際に英語系の2州の州議会が否決したことにより、この協定の締結そのものは頓挫することになった。しかし、カナダの知識人の間では、このミーチレーク協定によって実現されるはずの連邦制——すなわち、ケベックのフランス語系住民がカナダを構成するネーションの1つであることを承認し、ケベック州に権限が不均等に配分される連邦制——こそがカナダの再統合にとって不可欠な制度であるとする議論が沸き起こった。これがいわゆる不均等連邦制(Asymmetrical Federalism)という構想であるが、こうした主張を唱える論者として、著名な政治哲学者チャールズ・テイラー(Charles Taylor)とウィル・キムリッカ(Will Kymlicka)を挙げることができる(Taylor, 1993. Kymlicka, 1998)。また、カナダ国内においても、アラン・ギャニオン(Alain-G. Gagnon)<sup>1</sup>、フィリップ・レズニック(Philip Resnick)らも専門的な不均等連邦制研究者として世界的に注目を浴びている(Gagnon, 2010. Resnick, 1994)。

このような不均等連邦制構想の論者の中で、本稿のコンテキストにおいてとくに注目すべき見解を提示しているのが、先に紹介したチャールズ・テイラーである。彼の理解はおおよそ次のようなものである。今日では、カナダ連邦はピエール・E・トルドー(Pierre Elliott Trudeau)首相が1982年に制定した人権憲章の原理である個人の権利を国家統合の基本原理としており、他方でケベック社会は、フランス語系社会を将来にわたって存続させることを目的とする「集団的目標」(collective goal)に基づいている。この2つの原理を両立させる必要があり、これを保障するのが不均等連邦制であるというので

ある (Taylor, 1993, pp.177-184)。そしてテイラーによればまさしくこの集団的目標を保証している法律が 101 号法(Bill 101)、すなわちフランス語憲章 (The Charter of the French Language)である。

ところで、101 号法、すなわちフランス語憲章は、1977 年、ケベック州において当時のケベック党政権が定めた言語法であり、行政、立法、教育、企業内の言語をフランス語単一とし、その違反に関しては罰則も課されるほどの強固な言語法である。それゆえに、テイラーにおいては、この言語法はフランス語系の共同体が将来にわたって存続しうることを目的とする法律と理解されている (Taylor, 1993, pp.165-166)。

しかしながら、我々はこの 101 号法を集団的目標の達成を可能とする法律として一律に理解することができるであろうか。実はこのフランス語憲章の性格については、先行の研究者の間でも見解が分かれているのである。例えば、政治学者マイケル・マクミラン (Michael MacMillan) は、この言語法によって、ケベック州内の 2 言語使用市民の数が増加したことと、ケベック州の商業表示言語や労働言語がフランス語化したことをもって、フランス語系の人口数の将来に渡る保証はなされたと評価し、そうした想定に基づいて、ケベックのナショナリズムはこの時点を境にその影響力を喪っていくと予言した。なぜなら、フランス語系の存続の保証は、この言語法によってすでになされたのであるから、もはやフランス語系の存続の保証を政治的に独立してまで要求する必要はなくなるというわけである (マクミラン, 1995, p.168)。他方で、政治学者マルク・シュヴリエ (Marc Chevrier) は、この言語法は、フランス語を公的・経済的生活の言語にするという制度を導入した点で大きな成功を収めたが、現在のカナダ全体の制度の中では、非常に限られた成果しか達成していないと言う。その証拠として、彼は、この言語法が、カナダの連邦最高裁判所による度重なる修正を受けることを余儀なくされたという事実を挙げている。確かに、英語系住民は、カナダの人権憲章に訴えて、この言語法の持ついくつかの重要な規定を覆してきたからである (Chevrier, 2003, p.155)。

以上のようにフランス語憲章についての見解が分かれているとすれば、今一度この憲章の内容と成立過程を精査することが必要であろう。事実、この法律の制定過程を分析すれば、そこには法的原理および、法律の制定目的を異にする議論が多数提出されており、この法律の制定時においても重大な修正が施されており、また制定以後ただちに多くの修正法が追加されてきたこ

とが明らかになる。それゆえ、フランス語憲章がいかなる法的制度的原理に支えられているのか、を明確に把握することが必要となる。本稿の課題はその点を明らかにすることである。

## 1. ケベック言語法の制定前史

カナダ連邦における公用語法は、古くさかのほれば、1867年のカナダ連邦結成時における英領北アメリカ法の第133条にその起源を見いだせる。この条項は、カナダの議会、裁判所において、英仏2言語の使用を要求していた。しかし、この条項は行政の分野を除外しており、また実効性ははなはだ低いものであった(矢頭, 2008, pp.67-70)。実際、1969年の時点まで、カナダにおける行政の言語は英語であり、議会での討論の言語も英語であった。1960年代になると、ケベック州で「静かな革命」(Quiet Revolution)を通じてケベック・ナショナリズムが高まり、連邦政治におけるフランス語系カナダ人の状況が問題にされるようになった。こうした中で、1963年、レスター・B・ピアソン(Lester B. Pearson)カナダ連邦首相は2言語2文化調査委員会(Royal Commission on Bilingualism and Biculturalism)という言語調査委員会を発足させ、カナダにおけるフランス語系の地位についての調査を行った。その調査委員会が中間報告として提出した結果によれば、連邦政界においては英語と比較してフランス語がはなはだ劣位におかれていることが明確になった。そこで、連邦政府は、フランス語教育プログラムを行って、個人のバイリンガルを増やそうと試みたが、この観点は、調査委員会が求める改善案とは異なるものだった。調査委員会は、第1に、フランス語系を行政における審議官や参事官といった重要な閣僚のポストに積極的に任命すること、第2に、連邦の各省や公共企業体などの機関の中に、フランス語系のユニットをつくり、そのユニットの中では作業言語をフランス語にすること、つまり機関2言語主義(institutional bilingualism)を望んでいた(McRoberts, 1997, pp.79-83)。しかし、ピアソン政権はそれを施行せず、1968年に、ピアソンの後を継いだカナダ連邦首相ピエール・E・トルドーもピアソンのやり方にならなかったのである。

1969年に2言語2文化調査委員会の最終報告書が出された。それに伴って、トルドーは超党派の合意を得て、連邦公用語法(Official Languages Act)という2言語法を制定した。これは、1867年の連邦結成以来、手がつけられなかった言語政策が初めて実施されたという点で意義深い出来事であっ

た。この言語法では、連邦議会、行政、司法の言語は英語とフランス語と両言語で行われること、カナダ国内を旅行する市民に英語かフランス語でのサービスが受け入れられるようにすること、などが規定された (McRoberts, 1997, p.92)。

トルドーは、連邦諸機関の公用語を2言語にすることと、カナダ市民が2言語でサービスを受けられるようにすることという個人の権利を重視した言語政策をとることで、ケベックのフランス語系住民のアイデンティティをケベック州政府ではなく、カナダ政府に向けさせようとしたのである。彼は1968年1月にモントリオールの商工会議所での発言において、そのことをはっきりと述べていた。「私が2言語主義によるカナダ連邦の再編を目指す理由は、1つのカナダ・ネーションの下での2つの言語共同体の平等を構築することである。」(*Le Devoir*, 29 janvier 1968)と。この発言からもわかるように、トルドーはフランス系<sup>2</sup>の人々を政治的な意味をもつネーションとは決して認めていない。トルドーはこの発言においてフランス系をエスニック・グループと呼んでいるのである。彼がフランス語を英語と対等な地位に置くのは、フランス語が単にカナダ全体の住民に占める人口比が多いという理由からである。つまり、トルドーの発想は、つねに個人の権利にその焦点をおいているのである。それゆえ、トルドーのカナダ2言語主義は、住民が現在サービスを受けるための便益を提供するというこの意味を超えるものではないのである。

さらに、トルドーのこの理念の州政府への適用は、ほぼ失敗に終わったといえる。連邦政府が言語に関してもつ権利は、連邦議会と連邦政府諸機関にしか及ばず、州のレベルで2公用語政策を実行するためには、各州ごとの議会においての議決が必要であった。事実、カナダの各州の中で唯一つ、ニューブランズウィック州だけが、連邦政府の唱える2公用語政策を公式に受け入れ、州言語法を制定した。カナダの他の英語系の州は、英仏2言語主義を採用することはなかった。そのような中で、ケベック州においても、連邦の2言語主義を採用するのか、あるいはフランス語単一言語主義でいくのかを巡って政治闘争が行われていくことになるのである。その政治闘争の動向は、ケベック州において1つの政党の消滅およびカナダの憲法体制を根底から変えようとする主権連合構想を唱えるナショナル政党の初政権奪取を生み出すほどのものになっていくのである。

連邦政府が2言語政策を各州に促そうとしたのとは反対に、ケベック州で

は、この時期、言語を巡る世論の対立が深まっていた。その1つが、サン・レオナルド (Saint-Léonard) 事件である。これは、モンリオールのイタリア系移民の多いサン・レオナルド地区において、1967年、フランス語系の管理によるカトリック学校教育委員会が移民の子供をフランス語学校に行かせるよう強制したことが原因となって、子供を英語学校に通わせることを欲していた住民が反発したという事件である。この当時のケベック州政権を握っていたのは、ジャン＝ジャック・ベルトラン (Jean-Jacques Bertrand) 率いるユニオン・ナショナル (Union Nationale) 政権であった。ベルトラン政府は、両親がその子供の学校を自由に選ぶ権利があるという法律を成立させようとした。政府は、多くのフランス系の集団から反対の声が上がったのを見て、1度はこの法律を撤回したものの、1969年、両親はその子供の学校を自由に選べるという言語法 63号法を作成した (McRoberts, 1993, p.216)。

この法案に対し、州内の英語系住民は大賛成を表明したが、フランス語系住民の間では、激しい反対闘争が沸き起こった。その反対運動の高まりは、ついにユニオン・ナショナルを瓦解させるまで行きつくことになった。代わって、1970年1月17日、ケベック自由党 (Parti libéral du Québec) の党首ロベール・ブラサ (Robert Bourassa) がケベック州の政権に復帰した。ブラサは1974年5月、ケベック州議会に22号法という言語法を上程した。この22号法の前文は以下のものであった。「フランス語は政治体が保護しなければならない国民的な財産である。ケベック州政府は、この言語の優越性を保護し、この発展と性質を保証するためにあらゆる手段を講じなければならない (Loi 22, préambule)」。そしてその第1章には、「フランス語はケベック州の公用語である (Le français est la langue officielle du Québec)」 (Loi 22, titre I) という記述がある。これはケベックの言語法において、初めてフランス語がケベック州の公的言語であると宣言したものであった。しかし、この22号法は、決して、フランス語単一言語主義の法律ではなかった。英語系の権利もしっかりとこの法律に書き込まれているからである。例えば、10%以上の英語系を含む各種の行政組織および教育委員会において、英語とフランス語の使用が許可されており、さらに、行政内でのコミュニケーションにおいても英語とフランス語の両語の使用が許されている。また、商業用表示言語は、確かにフランス語を公式のものと定められているが、英語の使用も排除されていないのである。ゆえに、22号法は、その前文では、大胆なフランス語促進のレトリックが書かれているが、法案全体をみれば、健全なほど

の 2 言語主義であるといえる(Levine, 1990, p.100)。

この法案の 2 言語主義を裏付けるのは、言語法の要でもある労働と教育の 2 分野である。

労働においては、政府からの補助金や政府との契約を望むような企業はフランス語化証明書の所得が要求されてはいるが、そこにおいて重要なのは、フランス語化証明書の取得は強制ではないということである。また、フランス語化証明書の取得に必要な要件として、従業員が十分なフランス語力を身につけることと、経営陣におけるフランス語系の存在が挙げられているが、その基準はあいまいである。いったいどれほどのフランス語力が要求され、何人のフランス語系が経営陣にいればいいのか、基準が存在しないのである。

教育に関しては、1969 年のユニオン・ナショナルが制定した 63 号法の制定以来、フランス語系は、州外からの移民を強制的にフランス語学校に通わせることを要求していたので、ブラサもついに両親の選択の自由の原則を終わらせることにした。英語学校についてのアクセスは、十分な英語の能力のある子供に限るとし、その力を判定するための試験を行う権限を教育大臣に課した。

これには英語系もフランス語系も大反対の声をあげた。英語系にとっては、この 22 号法は差別的であり、試験が教育大臣の恣意に委ねられていることを批判した。フランス語系も、この規定には大反対であった。この言語能力試験はごまかしでしかなく、教育大臣の手にゆだねられているということは、手ぬるい大臣では問題が生じると批判した。フランス語系住民はより強固な言語法を求めたのである。

それでは、22 号法はケベック自由党にとって、どのような政治的意味もっていたのだろうか。ケベック自由党は、一方でカナダ連邦政府の行った機関 2 言語主義やケベック州内の英語系にあくまでも配慮しようとし、他方では単一言語主義を求めるケベックのフランス語系の世論に耳を傾けようとした。そこで成立した 22 号法は、表向きは、前文に見られるように、単一言語主義の体裁をとってはいたが、実際には機関 2 言語主義であり、その矛盾がこの法案への不満をフランス語系からも英語系からも、高まらせることになった。

このような州民の不満にこたえる役目を担ったのが、ルネ・レヴェック(René Lévesque) の率いるケベック党 (Parti Québécois) であった。レヴェックは、1960 年以來のケベック自由党政権の下で、天然資源大臣として、水力

電気会社イドロケベック (Hydro-Québec) の公有化を成し遂げた「静かな革命」期を代表する政治家であった。1966年、ケベック自由党が州選挙でユニオン・ナショナルに敗れて野に下った後、彼は「主権連合」(Souveraineté-association) という憲法構想を考え出していた。その構想は、ケベックが主権を獲得し、カナダから分離し、その後でカナダとの間で経済連合を締結するというものである。しかし、このレヴェックの考え方は、当時のケベック自由党の幹部に受け入れられなかった。1967年10月14日のケベック自由党の年次大会において、レヴェックはこの「主権連合」の構想を否定され、ケベック自由党を去ることになる。その直後に彼が結成したのが主権連合運動 (Mouvement Souveraineté-Association) であった。

主権連合運動を率いるレヴェックは、ケベックにおける他の独立主義政党を自らの政党に統合させることを考えていた。州内の右派系独立主義政党である RN (Ralliement national) と 1968年10月に統合することに成功し、党名をケベック党 (Parti Québécois) と改めた。その10日後には、左派系で急進的な独立主義政党の RIN (Rassemblement pour l'Indépendance Nationale) が解散し、RIN の党員はケベック党に合流することになった (Fraser, 2001, p.50)。

こうして誕生したケベック党は、1976年の州選挙戦においてケベック自由党に対する批判を、22号法批判に集中させた。ケベック自由党のブラサは選挙戦終盤でようやく22号法を再検討すると表明したが、それはすでに手遅れであった (Fraser, 2001, p.66)。1976年9月、ついにケベック党が州選挙に勝利しレヴェック党首が政権についた。この政権がまず着手したのが、自らの言語法の制定であった (Tremblay, 2006, p.185)。

## 2. フランス語憲章の考察

1976年11月、州政権を握ったレヴェックは、言語法に関する調査委員会を立ち上げた。その代表者となったのが、文化大臣のカミーユ・ロラン (Camille Laurin) である。彼を中心とした委員会は、1977年4月1日に、「ケベックのフランス語政策 (La politique québécoise de la langue française)」という白書をケベック州議会に提出した。そして、1977年4月27日、ロランはこの白書を書きなおし、1号法としてあらためてケベック州議会に提出した。ケベック州議会において2カ月の討論が行われた後、7月、彼はさらにこの1号法を書きなおし、新しい法案を作成した。そうして完成したのがフランス語憲章とよばれる州法 101号法である。

この州法の前文を検討するにあたっては、101号法以前の1号法の前文との比較対照を行うことが必要である。1号法の前文の1行目では、「国民議会は、フランス語が、昔からケベック人の言語であり、まさに彼らとそのアイデンティティを表明することを可能にするものであることを認める (L'Assemblée nationale constate que la langue française est, depuis toujours, la langue du peuple québécois et que c'est elle qui lui permet d'exprimer son identité)」(Le Devoir, 28 avril 1977)とあり、その3行目では、「国民議会はこの目的(フランス語を、労働、教育、意思疎通に関わる通常かつ日常の言語にするだけでなく、政府と法の言語にする)の遂行に際し、ケベックの発展に協力する諸マイノリティを公平に偏見なく扱うつもりである (L'Assemblée nationale entend poursuivre cet objectif dans un climat de justice et d'ouverture à l'égard des minorités qui participent au développement du Québec) (Le Devoir, 28 avril 1977)。」とある。

しかし、1号法で述べられるケベック人 (Québécois)<sup>3</sup> という言葉は一体何を意味するのであろうか。この点は、フランス語憲章の中で、ケベック人という集団の制度的承認がどのようになされているかを考える上で、根本的に重要になる。

実際、この論点は1号法の検討作業がケベック州議会で行われている間、まさに主要な論点となったのである。まずその発端は、ルネ・ユルチュビーズ (René Hurtubise) を議長に、モーリス・シャンパーニュ (Maurice Champagne) を副議長にしたケベック州の人権憲章委員会が73頁もの大部の報告書を1977年6月17日に州議会委員会に提出したところから始まった。ケベック州の人権憲章委員会とは1975年6月27日にケベック州政府のブラサ政権が定めたケベック独自の人権憲章 (Charte des droits et libertés de la personne) の制定とともに州政府によって設置された委員会であり、州の立法がこの人権憲章に即してなされるように州議会に意見を述べるという役割をもっていた。このケベックの人権憲章は、全部で100条からなり、例えば、その第1章第1項には「全ての人間は、生命、身体的安全、人格の不可侵性、人格の自由に対する権利を持つ (Tout être humain a droit à la vie, ainsi qu'à la sûreté, à l'intégrité et à la liberté de sa personne)」(CDLP, chapitre 1) というように、個人の権利の保護を重視している。

人権憲章委員会の報告書がもっとも問題にしたところは、彼らが1号法の基盤とみなすケベック社会に関する言葉の定義の問題であった。人権憲章委

員会はまずロランが白書において第1原理として掲げた部分を問題にする。ロランの白書の第1原理では、「言語というもののおかげで、人間は同じ世界 (un même monde) に属している。他人の感情と一致する感情を抱く」と述べられていた。これに対し、人権憲章委員会は、「我々が聞きたいのは、抽象的な言語論ではなく、それが政治の次元に関わってきた場合の問題である」(Le Devoir, 17 juin 1977) と述べ、さらにロランの言語観を次のように批判する。「ロランは、同じ言語を話す者同士が同じ世界に属すると考えるが、同じ言語を話さない場合には、同じ世界に属さないことになってしまう。実際のケベックでは、同じ言語を話さない人がいるのであるから、そうすると彼らは別々の世界に属するものということになる。それでは人々は、フランス語系の世界とその周辺の世界ということに分かれてしまう (Le Devoir, 17 juin 1977)」。こうして、人権憲章委員会は、「人間の権利」(droits de l'homme)を援用して、反対を表明しなければならないと宣言する。人権憲章委員会によれば、すべての人間は平等であり、そのエスニック的出自、ナショナルリティに関わらず、全ての個人は同じ世界に属しているのであると述べる。

それでは人権憲章委員会の定義するケベック人とは何か。それは端的に言えば、言語的要素を一切もたない意味で定義される「ケベック社会 (la société québécoise) (Le Devoir, 17 juin 1977)」である。彼らからすれば、この1号法は、フランス語を「ケベックのネーションの言語と文化 (Le Devoir, 17 juin 1977)」としており、そうであれば必然的にフランス語を話さない人には「ケベック人」の地位が与えられないことになるからである。この理屈では、1号法の1行目の「国民議会は、フランス語が昔からケベック人の言語であり、彼らとそのアイデンティティを表明することを可能にするものであることを認める (Le Devoir, 17 juin 1977)」と定義しているので、これが第1原理となり、3行目の「国民議会はこの目的 (フランス語を、労働、教育、意思疎通に関わる通常かつ日常の言語にするだけでなく、政府と法の言語にする) を遂行するに際し、ケベックの発展に協力する諸マイノリティを公平に偏見なく扱うつもりである (Le Devoir, 17 juin 1977)」は、2次的な原理となり、このような2次的な原理でマイノリティを保護しても、意味がないと人権憲章委員会は主張する。というのは、第1原理が、フランス語系である「ケベック人」の世界の枠外に、彼らマイノリティの「世界」を位置づけることになるからである。つまり、フランス語系に属さないものは、十全な意味では「ケベック人」ではないということになり、彼らが「ケベック人」になるた

めには、フランス語系である「ケベック人」の文化に同化するしかないからである。

人権憲章委員会が要求するような「ケベック社会」とは、エスニック的出自、文化的帰属に関わらず、誰もが帰属感を感じられる社会である。そのような社会の中では、様々な文化的集団が共存し、全てのものが互いに等しく「ケベック人」である。そのような社会では、フランス語がもつ意味は、ケベック人としての言語ではなく、社会の共通語としての言語である。その言語は、市民が必要とあらば (au besoin) その言語を使用するという意味での言語であるとされる。

人権憲章委員会はそのような共通語の促進のためには、ケベック州政府は、ただフランス語系の政府という資格ではなく、ケベックに住む全ての市民の代表という資格でもって、市民の大多数の言語である共通語を促進しなければならないと主張する。そしてこのような共通語としてのフランス語の使用の義務を市民に課すのは問題ではないとされる。つまり、人権憲章委員会はケベック人固有の言語としてではなく、共通語としての言語なら、言語政策を強制してもよいとしており、その点で強制することに関して許可を与えているからである。人権憲章委員会があくまでも反対したのは、ケベック人を、フランス語系の固有の集団と定義することと、フランス語をケベック人の言語と定義することなのである。

以上の観点から、人権憲章委員会は、1号法の1行目「国民議会はフランス語がずっと以前から、ケベック人の言語であり、彼らそのアイデンティティを表明することを可能にすることを承認する」と書かれている部分の修正を要求した。人権憲章委員会の観点では、フランス語系だけが「ケベック人」を構成するものではないからである。さらに、その1号法の同じ部分で「ケベック人の」という形容詞もその言葉から言語的意味を取り除くように修正すべきとし、「ケベック人」に代えて、「全ての人 (toute personne)」という言葉を使うよう要求した。

このように、人権憲章委員会の求めるケベック社会像は以下のようにまとめることができる。すなわち、ケベック人の中には、様々な文化集団が存在するのだから、ケベック人という語にフランス語系ネーションの意味を包含させてはならず、フランス語もケベック人の固有言語ではなく、ケベック社会の中での意思疎通の言語としての共通語にすぎない。

この人権憲章委員会の主張に当時のケベック自由党の議員のほとんどが賛

同を示したが、この人権憲章委員会のケベック人社会の定義に賛同し、それにさらなる明確な定義を与えたのは、フランス語系の代表的な新聞「ル・ドゥヴォワール」紙の編集長クロード・ライアン (Claude Ryan) であった。

ライアンは、1号法の前文にあるような文章では、定義上フランス語を話すケベック人とフランス語を話さないマイノリティに二分される恐れがあると述べ、人権憲章委員会の主張に同調し、その後、自らのケベック人の定義を明確に主張した。彼によれば、「ケベックに住み、ケベックに税金を払う全ての市民が純然たるケベック人である」。この定義は、人権憲章委員会の主張と同様に、言語に関する含意は一切ない。ライアンの定義は言語をケベック人の定義の構成部分から除いているのである。そして、彼はケベック人権憲章の第10条を高らかに引用する。人権憲章の第10条には、「全ての人は、人種、肌の色、性別、身分、宗教、政治的信条、言語、エスニックないしナショナルな出自、および社会的条件による区別、排除、特惠を受けることなく、人権と自由についての完全かつ平等な承認と行使の権利をもつ」とある規定から、ライアンは全ての人は言語によって区別されることなく人権の承認と行使への権利をもつのであると主張する (*Le Devoir*, 18 juin 1977)。

このような発想は、連邦首相トルドーの発想に非常に整合的である。トルドーは、1968年にモントリオールで行った講演の中で、彼のナショナリズムの定義を述べているが、そこでは未来に向かっていく方向性、つまり未来志向性を持ち、エスニックな出自にとらわれず、さらには言語の壁をも超えていくような主張がなされている。トルドーは言う。「どの国家、どのネーション、どの政治集団も結局は人民の意志にしかその基盤をもたない選択に基づいている。国家を形成するのは国境線ではない。国家は、言語に基づいて形成されるのではない。国家は歴史に基づいて形成されるのでもない。人間は過去の奴隷ではない。人間はいつも、いかに自らが生きるかを選択する自由をもつ」と述べている (*Le Devoir*, 29 janvier 1968)。

人権憲章委員会の主張するケベック社会論やライアンの主張するケベック人規定の背景には、明らかにトルドーの極端といえるほどの個人主義的ネーション論の影響がみられることは明白である。これは、当時のカナダの政治状況において、ケベック自由党がトルドーの発想に影響を受けていることを証明している。

それに対し、ケベック党が1号法に込めようとしていたケベック人の定義とは何であったのか。1号法の1行目に、「la langue française est, depuis

toujours, la langue du peuple québécois (フランス語は昔からケベック人の言語である) (Projet de loi 1)」とある点からやはり、「フランス語(langue française)」ということが非常に重要な定義上の要点となっていたことは間違いない。

ここで、ケベック党の設立の根本思想となり、1968年にレヴェックによって書かれた『オプション・ケベック』を検討するのは興味深い。なぜならこの言語法制定時の政府はケベック党によって担われているからであり、ケベック党の党是が言語法制定に大きな影響を及ぼしていることは明らかであるからである。『オプション・ケベック』の第1章の冒頭は、以下の言葉で始まる。「我々はケベック人である (Nous sommes des Québécois)」。そして、このケベック人の規定が続く。「ケベック人であるとは、十全に自分たち自身であると感じられる場所にいることであり、自分たち自身であるとは、1世紀半もの歴史の中で自らのパーソナリティーを維持し、発展させることである。そして、そのパーソナリティーの中心にあるのが、まさにフランス語を話すという事実であり、その他のものはすべてこの本質的要素に付随する (Lévesque, 1997, p.161)」。

つまり、ケベック党のケベック人の定義の中では、明らかに、フランス語を話すということが何よりもまず重要視されている。このことは、ケベック州に住む人々はフランス語を話しさえすれば、いかなる出自でもケベック人になれるということの意味する。しかし、それは裏返せば、フランス語を話さない限り、ケベック州民は、ケベック人として統合されることはないということになるであろう。フランス語を話さない人々はまったく別の文化に属し、同じケベック人の中に含まれるとはいえない存在ということになる。その意味では、人権憲章委員会が指摘するように、フランス語を話さない者は、別の世界に住まなければならない。

以上の見解をまとめてみるとおよそ次のようになるであろう。ケベック自由党、ライアン、トルドーのとり国家観とケベック党のとり国家観がこの人権憲章を巡って真っ向から対立しているのである。その結果、議会、委員会討論を経て、最終的に101号法になった時、1号法の前文は以下のように書き換えられたのである。

101号法の前文の1行目は、次のように書かれている。「多数派としてフランス語系である人々の独特の言語であるフランス語は、ケベック人にそのアイデンティティを主張することを可能にする (Langue distinctive d'un peuple majoritairement francophone, la langue française permet au peuple québécois

d'exprimer son identité) (Loi 101, art. 1<sup>er</sup>)。ここで注目すべき変更点は、1号法では、「昔からケベック人の言語であったフランス語」とある箇所の、「多数派としてフランス語系である人々の言語」という形への変化である。つまり、1号法では明らかにフランス語を話すことが、ケベック人の特徴であるということを示していたが、101号法の文章は、ケベック人の中に、多数派としてフランス語を話す者がいるという意味に変わっているのである。この変更は、まさに人権憲章委員会が、1号法に求めていた要求そのものを受け入れているのである。この新しい文章では、ケベック人の中に、フランス語系以外の文化集団が含まれる余地があるし、あくまでもフランス語系は数において多数であるにすぎないということが含意されている。ケベック党にとって、ケベック人の定義は、フランス語を話し、フランス語で社会形成する人であったということを考えると、ここでは明らかに、人権憲章委員会側の要望が受け入れられている。ケベック党の主張のままであれば、ケベック人の定義は、フランス語を話す集団という定義であるから、フランス系の人口が変化しようとも、ケベック人はケベック人のまま安定する。つまり、ケベック党の主張はケベック人のフランス語使用権、フランス語使用義務、フランス語による社会形成の権利を承認していることになるのである。しかし、変更された文章のように、ケベック人の規定が多数派としてフランス語系であるような人々という規定に変わると、将来フランス語を話す者がケベック州で多数を占めなくなった場合、ケベック人の言語が守られる保証はなくなる。つまり、前文の修正を迫った原理は、トルドーの2言語主義の原理と同じ立脚点にたっているのである。

このように見てくると101号法を作成したロランの発想は、前文には活かされなかったということができる。しかし、その言語についての精神はむしろ各条項に活かされたといえる。次に、101号法において、根本的に重要な部分を構成する条項を取り上げ、そこでの討論を検討する。

### 3. フランス語憲章各論の考察

まず学校教育に関する規定から検討しよう。

101号法の第72条では、「教育は、幼稚園、初等学校、中等学校においてフランス語で行われる。ただし次の条項にあるような例外は除く (Loi 101, art. 72)」と規定されている。そして続く73条にその例外が列挙されている。その第1は(a)「父親か母親がケベックにおいて、英語で初等教育を受けた

子供」は、父親か母親の求めに応じて、英語で教育を受けることができる(Loi 101, art. 73)。この「ケベックにおいて」というところが 101 号法を巡る議会委員会討論の中で問題になったのである。なぜならば、ケベック党が意図するところのままであると、カナダのケベック州以外の州、例えば、オンタリオ州で英語の初等教育を受けた親が、ケベック州に移住してきた場合、その子供を英語学校に通わせることができないからである。英語学校に通わせることができるのは、あくまでも、ケベック州において、かつて英語で初等学校に通った親の子供だけである。

実際、先にあげた 1977 年 6 月 17 日の人権憲章委員会の報告書は、教育に関して、まずこの条項の修正を要求した。委員会はカナダの他の州からやってくる子供にも、英語学校への入学可能性を開くべきだと主張した。その根拠は、フランス語系がその言語を保持し発展させるのは許されるが、そのことで英語系の学校が自然に増加していく権利まで奪うことはできないと主張する。それゆえ、この条文の「ケベックにおいて」とある部分を「カナダにおいて」に変えるように修正を要求した (*Le Devoir*, 17 juin 1977)。

ケベック自由党議員も、この人権憲章委員会と同じスタンスに立っている。ケベック自由党のジョン・チアッキア (John Ciaccia) 議員は 101 号法を巡る議会委員会討論において、この「ケベックにおいて」という箇所を「カナダにおいて」に変えるべきだと主張した (JDGP, 8 août 1977-No.163, p.clf.1862)。しかし、ケベック党側はこれらの修正案に断固たる反対を表明した。それでは、なぜこれほど厳格な規制を設けるのだろうか。その理由は、ロランの次の言説からうかがえる。ケベック州に移住する英語系は、ケベックでの生活を選択するということであるから、ケベック州に暮らすならばなによりもまずフランス語を習得する必要があるという。

だが、他のカナダの州で英語教育を受けた者の子供まで規制するというのは、かなり厳格であり、ケベックがカナダの中の 1 州であるという見地からみれば、これは理解しがたいことになるであろう。州法がカナダ全体の法・権利に優越することになるかもしれないからである。それゆえ、ここでもロランはほぼケベックを独立国家のようにとらえているといえるのである。この考えを裏づけるのは、同じ討論において述べたケベック党のジルベール・パケット (Gilbert Paquette) 議員の発言である。彼は、何よりもまずケベックを考えることだと主張する。「まず第 1 にケベックのことを考えて、その上で平等な形でそれぞれ自分の州のマイノリティのことを考える。ケベック州

では英語系マイノリティのこと、他州ではフランス語系マイノリティのことを。このようなことをするために、主権連合の国家構想がある。この連合の面で他州との相互性を考えるのである (JDCP, 12 août 1977-No.170, p.clf.2138)」と主張する。このように、彼らケベック党の教育についての考え方は、まさしく彼らの国家構想と結び付いていることがわかる。つまり、ケベック党に属する人々が明確に主権を唱え、ほぼ独立国家の志向にあるのに対し、ケベック自由党に属する人々はカナダ連邦の中にとどまるという指向のために、第 78 条の部分でも「カナダにおいて」という言葉を重視したのである。ケベック党が教育に関する厳格性を追求できたのは、彼らが「主権連合」構想という国家連合の構想に立脚していたからである。

採決の結果、チアッキア議員の修正案は否定された。その結果、ロランの当初の発想は、この条文に残ることになったのである。

教育の次に主要な争点となったのは、立法、行政および司法に関わる言語の問題である。立法と司法に関する議論は、まず 101 号法の第 7 条の討論から起こった。その第 7 条には、「フランス語はケベック州における立法と司法の言語である (Loi 101, art. 7)」とある。

しかし、これはカナダの憲法である英領北アメリカ法の第 133 条に違反していると言えないだろうか。実際、ケベック自由党のフェルナン・ラロンド (Fernand Lalonde) 議員は、連邦議会両院とケベック州立法府での議論において英語とフランス語のどちらかの使用を認め、連邦議会両院の議事録および刊行物について英語とフランス語の両言語の使用を要求し、また連邦議会両院とケベック州立法府の制定法に基づき、英語とフランス語の両言語によって印刷され、刊行されることを要求している連邦憲法第 133 条の文章 (CCA, art.133) をひく。この第 133 条は、厳密にみれば、英語とフランス語のどちらを用いるかは、議会の任意に委ねられるが、ただそれが刊行物になる場合は両言語で印刷されることを要求しているにすぎない。しかし、ケベック自由党は、ここに両言語の使用の義務を読み取ろうとするのである。それゆえ、ケベック自由党のチアッキア議員は、議会委員会討論の中で、フランス語に加えて英語も付け足し、「フランス語と英語が立法と司法の言語である (JDCP, 15 août 1977-No.170, p.clf.2207)」というような修正案を動議したのである。これは第 1 章第 1 項の時の議論と同じであり、明らかにここでもケベック自由党は機関 2 言語主義を信奉しているといえる。

しかし、ロランは、このケベック自由党の修正案は 101 号法第 1 章第 1

項の精神に反するとして、断固反対した。とはいえ、ケベック党側も、101号法第7条では、フランス語のみが立法と司法の言語と定めながらも、連邦憲法第133条に違反しないように対策を講じていた。それは101号法第10条の中に見ることができる。第10条には、「行政は法案、法、および規則の英語版を印刷し公表する (Loi 101, art. 10)」とある。これは、連邦憲法第133条が議事録および刊行物は両言語の使用を要求していることへの憲法的対応であるといえる。とはいえ、ここでもケベック党の単一言語主義の精神は崩されていない。それは、101号法第9条に表れている。101号法第9条には「法と規則のフランス語版だけが、公式である(Loi 101, art. 9)」とあるからである。つまり、英語版は発行されるものであっても、公式のものではないのである。

ロランは、野党議員の発言を退け、ケベック自由党のような修正案を受け入れてしまうと、それはケベックの現状を肯定することになるのだと主張する。「この憲章はケベックの過去や現在に向けられているのではなく、ケベックの未来に向けられている。」そして、ケベック党のクロード・シャロン (Claude Charron) 議員は、「ケベック州において、立法と司法の言語をフランス語にするということは、この101号法のあらゆる条項の発端となるものであり、この原理を受け入れる理由は、フランス語系自身の国 (pays) の中で彼らが平等な取り扱いを受ける時代が来たということである」と述べる (JDCP, 15 août 1977-No.170, p.clf.2221)。彼らケベック党員の言う平等とは以下のことを意味している。すなわち、ケベックを除く他の州では、連邦2言語政策を採用することになっているが、実際には英語単一言語主義になっている。それゆえ、ケベック州でも単一言語主義にすることが本当に他の州に対して平等な関係を築くことになる。従って、シャロンは「もし、この委員会にて、ケベック自由党が多くの時間を費やし、この平等の主張を妨害するならば、もはや独立を要求することしか残されていない (JDCP, 15 août 1977-No.170, p.clf.2221)」とまで主張するのである。

以上のような検討を踏まえると、101号法は各論においては、行政、立法、教育 (ケベック州居住の英語系を除く) の面でフランス語単一言語主義を採用することに成功したといえることができる。しかしながら、そのフランス語憲章の前文においては、ケベック人の規定について合意されず、ケベック人のフランス語による社会形成の権利・義務の承認は行われなかったのである。

## 結論

以上の検討から、フランス語憲章は、確かに、テイラーの指摘するように、ケベック社会の集団的目標を法的に支える法律であるという側面を有している、といってもいいであろう。しかしながら、その内実を検討すれば、この憲章は、個人の権利を主張するカナダ連邦主義派と、主権連合を行いカナダから分離し、独立国家を建設しようとするケベック党の間の闘争の結果生まれた矛盾的産物であったといえる。

フランス語憲章前文では、当初、ケベック党側はケベック人を、フランス語を話し、歴史的に存在し、フランス語によって社会形成を行うことができる集団として定義しようとしていたが、このような理解はケベック人権憲章委員会とケベック自由党の抵抗にあい、ケベック人という概念の中に、言語共同体という規定やフランス語による社会形成の権利をもつ集団という意味を含まないものへと変更させられることになった。このように、フランス語憲章の前文においては、カナダの連邦制と個人の選択の自由を重視するケベック自由党側からの個人主義的原理が書きこまれており、その結果、この憲章は、まったく対立する2つの国家構想原理に基づく言語制度観が同時に共存するという矛盾を孕んだものになったといえることができるであろう。

しかし、フランス語憲章の各論においては、この憲章の成立時点においては、ケベック党の意図通り、教育（ケベック州居住の英語系を除く）、行政、立法の面でフランス語単一言語主義が徹底されることになった<sup>4</sup>。ニューブランズウィック州を例外として、ケベック以外のカナダの州が英語単一言語主義であり、ケベック州がフランス語単一言語主義を主張するフランス語憲章が言語に関して実質上の不均等連邦制の構造を維持するに貢献したということは言えるであろう。しかし、他方で、フランス語憲章の制定過程における闘争は、ケベック人という社会的存在に関して、それが何であるかの合意を獲得できなかったともいえるのであり、ここからケベック人に対する憲法的承認も達成できずに終わったともいえる<sup>5</sup>。その意味において、カナダにおける憲法上の不均等連邦制の達成は、大きな困難を抱えているといえることができるであろう。この困難をケベック社会とカナダ連邦がどのように克服していくか、またその中で不均等連邦制の構想がどれほどのリアリティを獲得していくかの探求が次の課題となるであろう。

ケベック側からのその1つの試みが2008年に行われたブシャール=テイ

ラー委員会の報告である。ここでは、ケベック社会が移民の社会統合の原理として、移民の多様な文化を尊重し、移民の自発的な意思を尊重しつつ、フランス語を核とするケベック社会への統合を試みるインターカルチャリズム (interculturalism) の発想を展開している。その報告では、ケベック人のアイデンティティ、つまりケベック人の定義が大きな議論になっていた。その報告書によれば、ケベック人とはケベックに居住する全ての住民であり、所与であれ選択したものであれ、フランス語を話す全住民がフランス語共同体に自らの方法で参加する、とされている (Tous les habitants du Québec sont des Québécois et tous ceux qui parlent le français, comme langue d'origine ou d'adoption, participent à leur façon de cette francophonie.)<sup>6</sup>。この定義は本稿で展開したケベック人の規定に深い関係をもつことは明らかであろう。しかしそれがどのような理論的、実践的深みをもつものなのかは今後の検討課題である。

(あらかき たかひと 京都大学法学研究科博士後期課程/  
ケベック大学モンリオール校政治学研究科修士課程)

## 注

- 1 ギャニオンの研究は、スペイン、ベルギー、イギリスの少数言語共同体の自立運動を不均等連邦制との関連において捉えようとする多くの共同研究を生み出している (Gagnon and Tully, 2001)。
- 2 ここでフランス系カナダ人というのは、French Canadian の訳語であり、この用語は、フランス人を祖先にもつという意味を多分に含んでいる。それに対し、フランス語系カナダ人 (Francophone Canadian や French speaking Canadian) は、フランス語を話す住民を広く指し、必ずしもフランス人を祖先にもつとは限らない。キムリッカの以下の注を参照。Kymlicka (1995), *Multicultural Citizenship*, Oxford, p.199.Note (14)。
- 3 本稿では以下、「ケベック人」とする。
- 4 本稿では検討しなかったが、民間企業の仕事言語をフランス語とし、また、商業用看板や広告の表示言語をフランス語にすることにおいても、フランス語単一言語主義が実施された。
- 5 このフランス語憲章の各論さえもが後に修正を迫られることになった。1984年、カナダ最高裁は、1982年に制定されたカナダ権利自由憲章内の少数派の教育権を根拠として、英語学校に通う権利がケベック州に居住する両親の子供と

されていたフランス語憲章の規定を憲法違反とした。その結果、英語学校に通える子供の範囲はカナダ全体からケベック州に移住する英語系の子供にまで拡大された。さらには、1978年や1988年になされたカナダ最高裁の判決に対応して、ブラサ自由党政権は、フランス語憲章を修正する86号法を制定した。この法律により、フランス語単一言語となっていた商業用表示言語も、英仏2言語表記でも許されることになり、さらには、行政と立法に関わる言語がフランス語のみであるという規定は残ったものの、フランス語の公式文書のみが公式のものであるという規定は、英仏2言語によるものが公式のものであるという規定に改められた。以上の修正は直接的にはカナダの権利自由憲章に基づくカナダ最高裁の判決の結果であるが、ケベックの人権憲章やこのフランス語憲章において個人権が保障されていることがそれを促進したと考えられる。

6 Bouchard et Taylor (2008), p.121.

## 参考文献

- Bouchard, Gérard et Taylor, Charles (2008) *Fonder l'avenir :Le temps de la conciliation*, Gouvernement du Québec.
- Chevrier, Marc (2003)“A Language Policy for a Language in Exile”, in Pierre Larrivée (ed.) *Linguistic Conflict and Language Laws: Understanding the Quebec Question*, Palgrave pp.118-162.
- Fraser, Graham (2001), *Rene Levesque and the Parti Quebecois in power*, McGill-Queen's University Press.
- Gagnon, Alain-G.and Tully, James (eds.)(2001), *Multinational Democracies*, Cambridge University Press.
- Gagnon, Alain-G. (2010) *The case for Multinational Federation-Beyond the all-encompassing nation*, Routledge.
- Kymlicka, Will (1995) *Multicultural Citizenship*, Oxford University Press.
- Kymlicka, Will (1998) *Finding Our Way*, Oxford University Press.
- Lévesque, René (1997) *Option Québec : Précédé d'un essai d'André Bernard*, TYPO.
- Levine, Marc V. (1990) *The Reconquest of Montreal: Language Policy and Social Change in a Bilingual City*, Temple University Press.
- マクミラン、マイケル「ケベック」、マイケル・ワトソン編 [浦野・荒井訳] (1995) 『マイノリティ・ナショナリズムの現在』 刀水書房。
- McRoberts, Kenneth (1997) *Misconceiving Canada: The Struggle for National Unity*, Oxford.
- Resnick, Philip (1994),“Toward a Multinational Federation: Asymmetrical and Confederal

- Alternatives,” in Seidle, F.Leslie(ed.), *Seeking a New Canadian Partnership: Asymmetrical and Confederal Options*, McGill-Queens University Press.
- Taylor, Charles (1993), *Reconciling the Solitudes*, McGill-Queen’s University Press pp.71-89.
- Trembley, Martine (2006) *Derrière les portes closes*, Québec Amérique.
- 矢頭典枝 (2008) 『カナダの公用語政策——バイリンガル連邦公務員の言語選択を中心に——』、リーベル出版。

## 資料

*Le Devoir*.

Loi 22, Loi sur la langue officielle (1974).

Canadian Constitutional Act (1867).

Charte des droits et libertés de la personne, loi du Québec sanctionné le 18 mars 1975, Éditeur officiel du Québec.

Journal des débats, commission parlementaire.

Loi 101 sanctionné le 26 août 1977, Assemblée nationale du Québec.

## 略記

Loi 22 Loi 22, Loi sur la langue officielle (1974)

CCA Canadian Constitutional Act (1867)

CDLP Charte des droits et libertés de la personne, loi du Québec sanctionné le 18 mars 1975, Éditeur officiel du Québec

JDCP Journal des débats, commission parlementaire.

Loi 101 Loi 101 sanctionné le 26 août 1977, Assemblée nationale du Québec.

Projet de loi Assemblée nationale du Québec, Projet de loi 1, *Le Devoir*, 28 avril 1977.

\* 本稿は、2009年度日本ケベック学会留学・研究助成金の交付を受けて行われた研究成果の一部である。ここに記して謝意を表すものである。